那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和５年　４月　１日
最終更新年月日	令和６年　９月　17日

実施機関の名称 （法第74条第１項第２号）	市長
担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第２号）	こども課　保育グループ

1	個人情報ファイルの名称 （法第74条第１項第１号）	子ども・子育て支援システムファイル	
2	個人情報ファイル利用目的 （法第74条第１項第３号）	支給認定処理、利用保育施設登録、保育料及び副食費算定	
3	記録項目 （法第74条第１項第４号）	１氏名、２住所、３性別、４生年月日、５電話番号、６課税額、７口座情報、８個人番号	
4	記録範囲 （法第74条第１項第４号）	本市に住所があり、保育利用申込書、保育の継続利用現況届を提出した児童世帯。市外に住所があり市内保育施設に通園する児童世帯。	
5	記録情報の収集方法 （法第74条第１項第５号）	申請者本人、住民基本台帳システム、税情報システム	
6	要配慮個人情報の有無 （法第74条第１項第６号）	■　有　　□　無	
7	記録情報の経常的提供先 （法第74条第１項第７号）	□　有（　　）　■　無	
8	開示請求等を受理する担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第９号）	（名　称）こども課　保育グループ （所在地）那須烏山市田野倉85-1	
		（名　称）総務課　行政グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
9	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 （法第74条第１項第10号）	□　有（　　）　■　無	
10	個人情報ファイルの種別	■　電算処理ファイル 法第60条第２項第１号	□　マニュアル処理ファイル 法第60条第２項第２号
		電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル □　有　　■　無 政令第21条第７項	
11	備　考		

・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。
・本市では、条例要配慮個人情報はありません。
・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。
・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。